○国土交通大臣臨時代理
　国務大臣　森山　裕
国土交通大臣石井啓一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○外務大臣臨時代理解職
　同　菅　義偉
外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○財務大臣臨時代理解職
　同　山本　早苗
　（高市　早苗）
財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　山本　早苗
　（高市　早苗）
内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる
○経済産業大臣臨時代理解職
　同　甘利　明
経済産業大臣林幹雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　甘利　明
内閣府特命担当大臣林幹雄帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる（以上十一月十七日）
　（東京高等裁判所判事）判事　浜　秀樹
願に依り本官を免ずる（十一月十八日）
○防衛大臣臨時代理
　国務大臣　菅　義偉
防衛大臣中谷元海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（十一月十九日）

海上保安庁

（大阪海上保安監部岸和田海上保安署長）海上保安官　谷川　泰之
大阪海上保安監部岸和田海上保安署付に配置換する
阪南港長を免ずる
（田辺海上保安部串本海上保安署長）同　加地　建
大阪海上保安監部岸和田海上保安署長に配置換する
阪南港長を命ずる
（第五管区海上保安本部警備救難部救難課運用司令センター所長）同　東浦　博昭
田辺海上保安部串本海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる（以上十一月二十四日）

大阪府

○監査委員選任
赤木明夫委員は、十月三十一日任期満了し、十一月一日次の者が選任された。
　監査委員　岸本　佳浩

香川県

○人事委員会委員選任
桑城秀樹委員は、十一月七日任期満了し、同月八日次の者が選任された。
　人事委員会委員　関谷　利裕
○教育委員会委員任命
有馬道久委員及び渡邉時枝委員は、十一月十四日任期満了し、同月十五日次の者が任命された。
　教育委員会委員　小坂真智子
　同　平野　美紀

神戸市

○教育委員会委員任命
梶木典子委員は、十月二十九日任期満了し、同月三十日次の者が任命された。
　教育委員会委員　梶木　典子
○監査委員選任
荻阪伸秀委員は、九月三十日辞職し、欠員であったところ、十一月一日次の者が選任された。
　監査委員　吉田　基毅

皇室事項

認証官任命式

十一月十九日午後五時二十五分、宮中において、特命全権大使古賀京子、同柳沢陽子、同伊原純一、同平松賢司、同上月豊久及び同冨田浩司の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、十一月二十二日レバノン国の独立記念日につき、同月二十日同国首相（閣僚評議会の長）へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十七年十一月二十五日
　外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十七年十二月二十九日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。
　なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。
　また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　和田　俊嗣
　生年月日　昭和二十八年七月十八日生
　旅券申請上の住所　福岡県北九州市
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TR二六一一九二一一
　発行年月日　平成二十六年十一月六日
　旅券名義人　和田　俊嗣
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十七年五月二十六日、小倉簡易裁判所から、電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十七年九月二十五日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第一号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第一号に該当する。

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年11月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。
平成27年11月25日
　厚生労働大臣　塩崎　恭久
　経済産業大臣　林　幹雄
記
改正された日本工業規格
精米麦機械の安全及び衛生に関する設計要求事項　B9658
（内容省略）
備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、雇用保険制度の関係労働者を代表する者である小田部清昭の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第2項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。
平成27年11月25日
　厚生労働大臣　塩崎　恭久
記
1　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条に規定する雇用保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。